



# 挑戦から前進 夢のある未来へ

ふたかわ  
英俊  
ひでとし

〒312-0033 ひたちなか市市毛1077 TEL : 029-273-6826 FAX : 029-276-6606  
E-mail: futakawa\_hidetoshi@mocha.ocn.ne.jp  
URL ▶ <https://www.futakawa-hidetoshi.net>



## 令和7年度 第2回定例会開催

茨城県議会令和7年度第2回定例会が6月3日から6月17日までの会期で開催され、令和7年度6月期の一般会計補正予算及び条例等の一部改正が可決承認されました。

今回は決定した補正予算と主な事業の概要について報告します。

補正予算については、議会最終日の17日に追加提案され、国の予備費支出に伴い、エネルギー需要が高まる夏季における一般家庭や中小企業等の負担軽減のため、4億8,000万の補正であり、その内訳は①LPガス料金負担軽減支援事業として3億5,300万円、②特別高圧受電施設等電気料金支援事業として1億2,700万円となっています。また、債務負担行為の補正として、当初予算で確定した県立学校校舎建設工事請負契約について昨今の資材高騰等の影響により入札不調となったため、期間の変更を行うこととなりました。

条例等の一部改正では、職員の勤務時間、休日及び休暇、育児休業等に関する事項、茨城県県税条例等の一部改正となっています。



令和7年度 6月補正予算	会計名	当初予算額	6月補正	合計
	一般会計	1兆2,636億9,400万円	4億8,000万円	1兆2,641億7,400万円

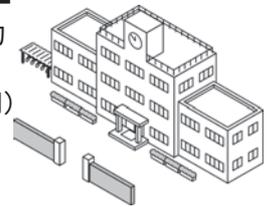
### 令和7年度 6月補正予算の主な事業と予算（※一部抜粋）

#### ○物価高対策関連事業・・・4億8,000万円

- ①LPガス料金負担軽減事業・・・3億5,300万円  
(LPガス使用世帯に対する料金負担軽減のための支援)
- ②特別高圧受電施設等電気料金支援事業・・・1億2,700万円  
(特別高圧契約で受電する中小企業等に対する料金負担軽減のための支援)

#### ○令和7年度債務負担行為補正

- ・県立学校校舎建設工事請負契約  
期間の変更：R8年→R9年度  
(33億4,000万円)



### 条例の一部改正等

- ① 職員の勤務時間に関する条例及び職員の休日及び休暇に関する条例の一部改正  
(育児・介護休業法等の改正に伴い、任命権者への義務事項を規定)
- ② 職員の育児休業等に関する条例の一部改正  
(地方公務員の育児休業等の法律の一部改正に伴う対応)
- ③ 茨城県県税条例等の一部改正  
(地方税法の改正に伴う対応、法人県民税法人税割超過課税の適用期限の延長)



### 一般質問

今回の定例会では一般質問に臨みました。その内容について、一部を抜粋し報告いたします。

#### 1. 中小企業への支援について【産業戦略部長】

**Q** 先般、2024年の年間企業倒産件数が公表され、本県における倒産件数は148件、前年同期比9.6%増となった。コロナ禍において実施したゼロゼロ融資の返済が本格化するとともに、コロナ禍の資金繰り支援で生じた過剰債務の解消の遅れによる企業収益の負担増や、人手不足による人件費高騰をはじめ、原材料費や燃料費などの高騰による収益圧迫等とされている。

過剰債務の状況を積極的に拡大させるわけにはいかないが、県内企業を守り、雇用を維持拡大していくために、困難な状況に陥った中小企業の資金繰りに対し、経営改善、生産性向上を目指した経営改革に対する支援を行うことによって本県産業の維持発展につなげていただきたい。**県内中小企業に対する支援をどのように考えるのか。**

**A** 県では、全国統一の実質無利子・無担保のいわゆるゼロゼロ融資を設け、本県中小企業の事業継続を下支えし、2021年には、同じく全国統一制度である、金融機関が事業者継続的な伴走支援を行う融資制度を創設し、中小企業の資金需要にしっかりと対応してきた。コロナ禍における資金繰り支援は、当時の倒産件数の抑制に寄与した半面、手厚い支援により収益性が低い企業も存続したことで、産業構造上の新陳代謝の遅れ、分割につながったとの指摘もある。

現在、中小企業の経営上の課題は、売上減少から、コロナ禍の借り入れで生じた過剰債務の解消の遅れや、人手不足・賃上げ・

原材料費高騰などの対応にシフトしており、これまで以上に中小企業が経営改善に取り組んでいくことが必要となっている。このため、県では、新たな分野への進出や事業拡大、さらには生産性の高い設備の導入などに取組む中小企業を対象とした融資制度を設け、足腰の強い経営体制への転換を後押ししているところである。

また、昨年7月には、中小企業の経営力をより一層強化させるため、中小企業が抱える経営課題の解決に向け、金融機関が主体的に経営支援を行う融資制度を創設し、これまで794件、118億円の融資実績を挙げている。県としては、先行きが不透明な中であっても、その困難を乗り越えるべく果敢に挑戦する県内企業をしっかりと支援していく。



## 2. 県発注事業における価格転嫁の状況について【総務部長】

Q 賃上げを持続的に行うために、労務管理費を含むコスト増を適正に価格へ転嫁し企業収益を向上させることが重要であり、積極的な取組みを継続していただきたいと考えるが、直近では米国の関税措置などによって多くの中小企業へ影響が出るのが懸念され、価格転嫁は企業の存続に影響するものとなっている。

そのような中、県が発注する事業についても適正な価格転嫁を認め、県としての積極的な価格転嫁への姿勢を示すことが、県内中小企業の価格転嫁の機運醸成につながるものとする。県発注事業における価格転嫁に対する基本的な考え方について伺う。

A コメ価格の高騰をはじめとする物価高が続く中、物価上昇を上回る賃上げを通じて、経済の好循環を安定して実現していくことが極めて重要でありますことから、国と地方が一丸となって、中小企業などの賃上げ支援を行うとともに、受注者の求めに応じた適切な価格転嫁が進められる環境をしっかりと整えていく必要があると認識をしている。県では、物価上昇や実勢価格を踏まえた所要額を予算計上するとともに、契約締結後に生じたコスト上昇分についても、事業者と丁寧に協議を行い、迅速かつ適切に契約変更を行うなど、県が率先して価格転嫁に対応することを基本的な考え方としている。

予算要求にあたって、直近の労務費の上昇などを踏まえた単価を設定しているほか、令和7年度の予算要求の方針では、新たな項目として「賃金や調達価格、金利などの上昇を適切に反映すること」を重点項目として定め、物価変動を踏まえた実勢価格での予算計上を徹底するなど、コスト上昇を踏まえた契約を締結できるよう取組んでいる。

さらに、国から県発注事業における価格転嫁に関する通知があった際には、市町村に対しても速やかに周知を行うなど、県全体として行政が率先して価格転嫁に取り組む体制整備を図っている。



## 3. 公的役割を担う医療機関への支援について【保健医療部長】

Q 人口減少や物価高、エネルギー高騰等によって多くの医療機関は疲弊し、経営難に陥っていることは周知のことであり、地域における医療体制の維持・強化は喫緊の課題で、医療人材が不足する本県においてその重要性は言うまでもない。

そのような中、県内において地域医療の中核を担う医療機関への財政的支援は重要であり、地域における政策医療を維持していくために行政や自治体が主体となって対策の検討、関係先との調整、予算を含む必要な措置を講じていく必要がある。

特に、企業立病院はその歴史から、従業員の福利厚生だけでなく、企業の成長によって、立地する地域への貢献として地域住民へ医療を提供するため、拡大・継続して運営されており、救急医療や小児・周産期医療など必要性はありながら採算性の面から難しい医療を提供するなど、その多くが地域において公的な役割を担っている。公的な役割を担う医療機関への支援についてどのように考えるのか。



A 人口減少や少子高齢化の進展に伴う医療需要の変化に加え、医療の高度化や昨今の人件費・物価高騰といった経営環境の急激な変化によって、採算性の面からより提供が難しい救急医療や小児・周産期医療など公的役割を担う医療機関では、医療機能の維持に苦慮しているものと承知をしている。国や県では、政策目的に照らして地域において必要な医療提供体制を確保する観点から、医療機関を対象とする補助制度を設け、必要な支援を行っている。

救急、周産期、小児などの政策医療に取り組む医療機関については、運営費の補助や施設・設備の更新・整備などの補助を行っており、これは民間病院も含め、地域において中核的な役割を担っている高度急性期や急性期の医療機関が主な対象となっている。企業立の病院でありながら公的役割を担っている日立製作所日立総合病院を以て、救命救急センターとして、24時間体制で県北の重篤な救急患者に対応しているとともに、地域周産期母子医療センターとして、また地域小児救急センターとして、県北地域の政策医療の拠点として大変重要な役割を果たしているため、積極的な支援を県としては行ってきた。

引き続き、救急、周産期、小児などの政策医療を行い、公的な役割を担う医療機関に対して、国の補助事業を活用しながら、運営費の補助、施設・設備の補助を行うとともに、国に対し、こういったものに対する確実な財源措置を図るよう働きかけていく。

## 4. 教員の多忙化対策について【教育長】

Q 教員業務においては、事務的作業も多く存在し、その対応に時間が割かれてしまう状況もあると伺っており、教員業務の負担軽減のための教員業務支援員のさらなる充実が必要であると考えているが、県ではスクール・サポート・スタッフを各校に配置し、事務的業務等の支援を行っているものの、小中学校への配置状況は2024年度で649校中117校、2025年度見込みで197校であり、7割近くが未配置である。

教員の業務改善を行い、働き方改革の推進によるワークライフバランスを実現し、多くの方が教職を目指す環境を整備することが、より良い教育の推進、本県発展のための人材を育成することにつながるものとする。教員の多忙化対策についてどのように考えるのか。

A 教員の負担軽減を図るためには、教員の業務を整理し、心身ともに健康な状態で子どもたちと接することができる勤務環境の整備が大変重要であると認識している。

本県においては、2021年度に、「働き方改革のためのガイドライン」を策定し、県立学校における時間外在校等時間の上限や取組むべき項目を示したほか、小中学校については、教育事務所単位で、市町村教育委員会や校長をメンバーとする「働き方改革推進チーム」を設置し、取組み事例の共有や意見交換を継続して行うなど、全校種で働き方改革を積極的に推進してきた。

また、県では、2019年度から障害のある方をスクール・サポート・スタッフとして配置し、校内の環境整備のほか、授業準備など教員の補助業務も行っており、教員の負担軽減の一助となっている。配置された学校からは「教員にゆとりができた」などの声をいただっており、引き続き、配置の拡充に努めていく。加えて、県では、フッ化物洗口の準備や片付けなどを行うため、今年度から市町村が配置する教員業務支援員の人件費を支援することとしている。

今後は、これまで進めてきた効果的な取組みの継続とスクール・サポート・スタッフの取組み事例の横展開に加え、フッ化物洗口のために新たに配置した教員業務支援員について、配置を促し教員の負担軽減を進めていく。

